



# くらしの あい Eye

そのハガキ詐欺かも！  
注意！ハガキによる架空請求が急増しています！  
..... p1～2

平成30年度相談概要 ..... p3

チケットの高額転売が禁止に！！ ..... p4



編集・発行 板橋区消費者センター

## そのハガキ詐欺かも！ 注意！ハガキによる架空請求が急増しています！

### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号 (い) 133

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。  
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 令和元年6月20日  
民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
消費者相談窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
受付時間 9:00～18:00(日・祝を除く)

# 詐欺！

郵便はがき

173-〇〇〇〇

切手

消印

東京板橋区板橋〇〇丁目〇〇番〇〇号

様

### 詐欺ハガキの特徴

- ①公的機関に類似した存在しない差出人
  - ・民事訴訟管理センター
  - ・民事紛争相談センター
  - ・国民訴訟お客様センター
  - ・全国紛争相談センターなど
- ②霞が関等官公庁を装ったうその住所
- ③焦らせるため、短く設定された取り下げ最終期日
- ④訴訟や最終通知等のタイトルで焦らせる
- ⑤裁判や差し押さえ等の文章で焦らせる
- ⑥個人情報等を理由に本人から連絡させる

※これらのハガキは、何らかの名簿を入手し、アットランダムに大量に送ったものと思われます。

# ハガキに書かれた電話番号にかけないで！！

## 架空請求の手口の流れ（よくある例）

【電話をかけてしまうと】



「身に覚えが無いのだけど？」「総合消費料金の未納？  
何の料金？」「裁判になるの？」「取り下げできるの？」

**詐欺！**

【弁護士を紹介すると言われ】

「訴えられています。すぐ弁護士に問い合わせてください。  
番号は03-XXXX-XXXXです」



【弁護士を名乗り支払いを要求してきます】



「急がないと裁判になりますよ」「着手金・示談金が必要になります」  
「取り下げ期日までに支払ってください」「後日返金されます」

【プリペイドカードやコンビニ端末を使って支払いを指示】



「コンビニでカードを買って番号を教えてください」  
「端末から出てくる支払用紙を持ってレジで支払ってください」



**注意：一度支払ってしまうと、次々に電話がかかってきて、さらなる支払いを要求されます。**

## 裁判所からの正式な通知の見分け方

裁判所から送られてくる正式な訴状の送達には、以下のような特徴があります！

【特徴①】「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。

【特徴②】訴状が郵便受けに投函されることやハガキで送られることはありません。

【特徴③】郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受取りの際に、「郵便送達報告書」への署名又は押印が求められます。

参考：消費者庁啓発資料パンフレット

**架空請求か判断がつかなくなったり、不安な場合には、相手に電話をせず、まず消費者センターへご相談ください。**

**架空請求のハガキに関する情報は以下のウェブサイトからも確認できます。**

※「利用した覚えのない請求（架空請求）」が横行しています（独）国民生活センター

[国セン 架空請求](#)

[検索](#)

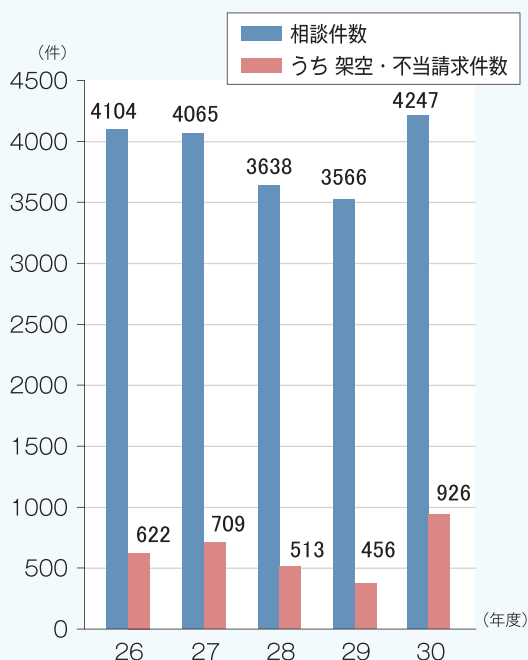
※「架空請求にご注意ください！」消費者庁

[消費者庁 架空請求](#)

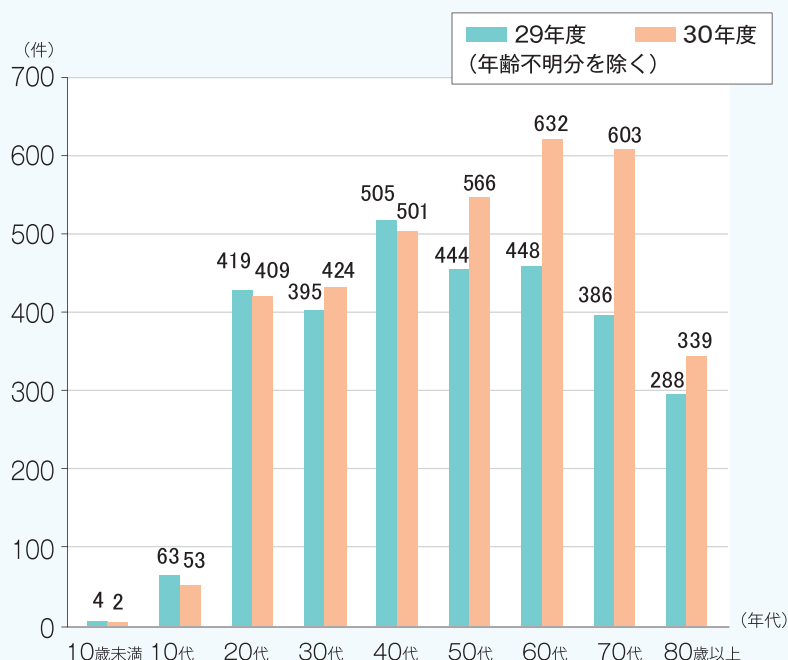
[検索](#)

# 平成30年度板橋区消費生活相談の状況

## 相談件数の推移



## 年代別相談件数



## 相談の多かった商品・サービス(上位5位)

順位	商品・サービス	件数
1	商品一般 ※1	869
2	デジタルコンテンツ ※2	384
3	不動産貸借	267
4	フリーローン・サラ金	95
5	工事・建築	91

※1 商品一般：商品を特定できない相談（架空請求はがき等もこちらに含まれます）

※2 デジタルコンテンツ：携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報

## 平成30年度の相談概要

### 【相談件数の推移】

ここ数年減少傾向にあった相談件数ですが、架空・不当請求の相談が急増したため増加に転じました。相談件数は、4,247件で前年比119%、そのうち架空・不当請求は926件で前年比203%で、大幅な増加となっています。内容は行政機関を装ったはがきによる架空請求で、主に50代以上の女性をターゲットに急増しました。

### 【年代別相談件数】

50代以上の件数の増加が目立ちました。ほとんどが、前述の架空請求はがきの相談が原因によるものです。50代以上のみで比較すると平成29年度は1,566件に対し平成30年度は2,140件と前年比137%の増加となりました。

### 【相談の多かった商品・サービス】

商品・サービス別では昨年2位だった「商品一般」が1位となりました。架空請求はがきがこの分類に入るため急増しました。架空請求はがき以外にも、身に覚えのない有料サイトの利用請求や、アダルト情報サイトのワンクリック請求等が引き続き多く寄せられています。

## 高齢者を消費者トラブルから守るために

板橋区消費者センターでは、区関連部署のほか、警察、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、民生委員、介護事業に従事されている方などにもご協力をお願いし、高齢者の消費者被害の防止に努めています。高齢者は日中、家にいることが多いため訪問販売や電話による勧誘を受けることが多く、他の年代に比べて契約トラブルに遭いやすく契約金額が高くなる傾向にあります。

また、加齢による判断力、記憶力の低下に乗じた勧誘も見受けられるため、周囲の見守りや気付きが大切です。

- 見慣れない工事業業者や訪問販売の業者が高齢者世帯に出入りしている
- 新しいものや見慣れない商品が増えている（健康食品、布団、浄水器など）
- 代金の支払いに困っている
- 不審なはがきや請求書が届いている

このような方を見かけましたら、まずは消費者センターへご相談ください。

# チケットの高額転売が禁止に！！

国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止することが明示された座席指定等がされたチケットを、販売価格を超える価格で転売することを禁止する「チケット不正転売禁止法」が6月にスタートしました。

## 【罰則】

違反したときは、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。

＊業者だけではなく個人であっても、反復継続の意思をもって、販売価格を超える価格でチケットの転売が行われていれば、罰則の対象となります。



## 転売チケットのトラブル例

- ・当日会場に入場できない
- ・お金を振り込んだのにチケットが届かず、相手と連絡が取れない
- ・公演中止になっても返金を求められない

## チケットを転売するとき、転売チケットを買うときの注意点

- ・正規のルートで買いましょう
- ・チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認しましょう
- ・チケットの転売条件に関する情報を確認しましょう

(板橋区消費生活相談員)

広告



シルバー会員の経験、  
知識をご活用下さい！

こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

tel : 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

消費者ホットライン

いやや!

tel : (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

板橋区消費者センター

tel : 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

